

技能実習指導員講習会 開催要綱

厚生労働省から受託した「平成30年度介護職種の技能実習生の日本語学習等支援事業」は昨年11月に技能実習制度に介護職種が追加されたことを踏まえ、介護職種の技能実習生の技能の修得等が円滑に図られるよう、適切な実習体制を確保することを目的としています。本事業の一環として、昨年度に引き続き介護現場で技能実習生の指導に当たることになる技能実習指導員の方等に対し、技能実習生の指導に必要な知識・技術を修得頂くことを目的に、介護職種の技能実習指導員講習を開催いたします。

1. 主催 公益社団法人日本介護福祉士会
2. 日時 平成30年1月7日（日曜日）9:00～17:20
3. 会場 いきいきプラザ島根 403号室（〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3）
4. 研修内容（予定）

時間	科目名	時間数	目標及び主な内容
9:00～ 11:30	技能実習指導員の役割	2.5	○技能実習指導員が求められる役割を担うために技能実習制度について理解する ・技能移転の意義、技能実習生の権利擁護 等 ○労働基準法及び関係労働法令について理解する。
11:40～ 13:10	移転すべき技能の理論と指導方法	1.5	○技能実習の対象とされる「介護」について理解する。必須業務、関連業務、周辺業務について 等 ○移転すべき技能と指導のポイントを理解する
	技能実習指導の方法と展開		○技能実習計画の作成と指導方法を理解する ・技能実習計画と実習プログラムの作成 等
14:10～ 16:25	技能実習指導における課題への対応	2.25	○技能実習生受入の留意点 ・技能実習生との向き合い方 ・コミュニケーションの取り方の留意点 ・生活習慣や文化の理解 ・日本語学習支援について 等
16:35～ 17:20	理解度テスト	0.75	・理解度テストの実施及び解説
	合計	7.0	

5. 参加対象

以下のいずれかに該当する者。

- ・技能実習生の介護職種の技能実習を行わせている者又は、行わせようとしている者により技能実習指導員に選任されている者（選任予定の者も含む）
- ・その他、講習会の受講により、一定の水準の知識を習得し、理解を深めることを目的とする者

※ 定員を超えた場合、受講できない場合があります。

※ 技能実習指導員（選任予定の者を含む）の受講を優先させていただきます。

6. 定員 40名

7. 申込方法 別紙申込書によりメール、FAXまたは郵送で、島根県介護福祉士会へお申込ください。
 8. 締切日 平成30年12月14日（金曜日）（厳守）
 9. 募集期間 平成30年11月1日（木曜日）～12月14日（金曜日）
 10. 参加費 無料
 11. 決定通知 募集期間終了後に書面にて通知いたします。なお、定員になり次第募集締め切り致します
 12. その他
 - ・当日は、印鑑及び本人確認ができる書類（運転免許証、パスポート等顔写真付きの公的証明書）をお持ちください。（マイナンバーカードは不可）顔写真付き公的証明書がない方は、顔写真付き社員証等の身分証明書に加えて国民健康保険証等公的証明書2点をお持ちください。本人確認ができる書類がない場合、受講いただけません。受講者には受講証明書を交付します。日本介護福祉士会の会員の方には生涯研修ポイントが付与されます。（4.5pt）
12. 問い合わせ先 一般社団法人 島根県介護福祉士会 事務局
〒690-0044 島根県松江市浜乃木1丁目22-26-1（FAX 0852-33-7295 TEL 0852-33-7294）